

第4章

非正規・低賃金層の増加と 最低賃金制の問題

小越 洋之助

はじめに

働く労働者が現在は生活難だと意識する場合、長時間労働で多忙で、休暇が取れず、過労の回復の困難や余裕時間のないこと、また、賃金が安すぎる、いまの賃金では生活できない、ということが多く回答されている¹。これらは現代日本の労働者が抱える困難であり、とりわけ恒常的低賃金状態は低所得の主要要因であり、貧困に陥る可能性が高い。非正規雇用の場合、これに雇用の不安定化という要因が加わる。

すでに指摘されているように、国税庁の統計による年収 200 万円以下という「ワーキングプア」は、その数は 1000 万人を超え、2006 年から 9 年連続で、2014 年には 1139 万人と、さらに増えている。同時に、貯蓄のない世帯が 2014 年で 30.9% となっている。

この反面で、少数大企業、大資産家の富は増大し、大企業の内部留保は約 300 兆円（2014 年度）に膨れ上がり、ソフトバンク、ユニクロ、楽天、など IT 関連や海外展開で儲けた新興企業は続々「億万長者」となり、規制緩和で成り上がったオリックス宮内義雄会長の役員報酬は、東京商工リサーチ調査によれば 54 億 7000 万円（うち退職慰労金 44 億 6900 万円）、宮内氏は 2015 年 3 月会長を辞したが、しぶとく「シニアチェアマン」についている。このままいけば一方における少数の富裕層、他方における大多数の貧困層というアメリカでいわれる「1%対 99%」の世界になりつつあるおそれがある。

働く貧困層である「ワーキング・プア」は非正

規雇用が主体ではあるが、正規社員と言われている層にも年収 200 万円以下、せいぜい 300 万円程度の者がいる。女性が多いが、若者だけでなく中年層、高年層もいる。このように現在では低賃金層、低所得層が増大しているが、彼ら彼女らは賃金が極端に低いため、過重労働を脱せずに、毎日の現実の生活に追われ、生活の将来設計、将来展望を持ってない人々である。とくに若者・中年層非正規は結婚や家族形成の見通しすらない。しかも、それらの層が高齢化すれば、経済的自立の展望もみえず、孤独で生涯を終える「将来不安」も増している。

次代の労働力の再生産ができない層の増加は、家族・子ども不在であり、人口減少・少子化の直接要因であり、それ自体が日本社会の縮減、貧困化を意味し、将来にとってプラスの面は何もない。ところで、貧困は本人自身の貧困すなわち単身者としての貧困とその家族・世帯の貧困が区別されなければならない。本人の貧困と世帯の貧困が結合するとき、サポートすべき主体は崩壊し、生存の危機にすら陥る。

本稿では、低賃金層の増加と貧困を問題意識として、第 1 に雇用の非正規化、雇用形態と低賃金の関係を雇用形態の「半失業」の実数の検証などの検討と併せて指摘する。同時に低賃金と世帯の貧困とがどう関連しているのか、を検討する。第 2 に、非正規雇用の貧困防止対策として、最低賃金制の問題を焦点にして問題提起したい。

① 雇用形態の非正規化と低賃金層の増大

〈1〉労働における貧困の象徴としての「半失業」

1990年代後半から2000年代において労働市場における非正規雇用化が進行した。これは労働市場の需給関係の変化というより、この間財界や政府が行ってきた新自由主義改革、規制緩和政策によって政策的に造りだした要因が大きい、と筆者はみている。

図表1は近年の雇用状況を雇用形態別、男女別に示したものである。

第1の特徴は、この統計では2014年で非正規労働者（1962万人）が全体の雇用労働者（役員を除く）5240万人に占める割合は37.4%であることである。2010年の34%から3.4ポイントも増加した。人員は約200万人増えた。非正規労働者の比率は4割未満であるが、厚生労働省「就業形態の多様化調査」（2014年）では10月時点で非正規比率は40.0%となっている。また、「就業構造基本調査」を加工した資料（図表3）では非正規比率は43.6%になっている。労働力構成において非正規が4割、という状況は、従来の労働をめぐるテーマの変更を必然化させる。「日本の経営」や「日本の雇用慣行」などのように、正規雇用を重視

する枠組みの転換や、この非正規層が抱える問題を正面から直視すべきであるというアプローチが必要不可欠になる。

第2は、非正規で多数を占めるのは「パート・アルバイト」であるが、その数は2010年の1196万人から2014年1347万人と151万人増えた。2014年で非正規全体1962万人に対して「パート・アルバイト」は1347万人であるから、男女計では68.65%で大きな割合を占め、実数でも増加傾向は止まらない。また、男女別構成でみると女性の占める比率が圧倒的で、2014年で1042万人。女性非正規の全体数（1332万人）の実に78.23%を占めている。同時に留意したいのは、男性の「パート・アルバイト」は2010年259万人から2014年に304万人と45万人も増えている。非正規問題のなかで量的に最大な「パート・アルバイト」問題はこれまでも多くの議論があったが、改めてやはり重要だという点である。

第3は、契約社員・嘱託、派遣労働者の動向である。

契約社員・嘱託は男女計で2010年の333万人から2014年の411万人と78万人も増えている。（ここでは「契約社員」「嘱託」を同じとして数える）男女別では男性については2010年の181万人から2014年の235万人と、54万人の増加である。

図表1 雇用形態別雇用者数（万人）

	性・年	雇用者	役員を除く雇用者	正規の職員・従業員	非正規の職員・従業員	パート・アルバイト	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員・嘱託	その他
男女計	2010年平均	5,508	5,138	3,574	1,763	1,196	852	344	96	333	138
	2011年平均	5,531	5,163	3,592	1,811	1,229	874	355	96	360	127
	2012年平均	5,522	5,154	3,340	1,813	1,241	888	353	90	354	128
	2013年平均	5,545	5,201	3,294	1,906	1,320	928	392	116	388	82
	2014年平均	5,586	5,240	3,278	1,962	1,347	943	404	119	411	86
男	2010年平均	3,146	2,865	2,324	540	259	87	172	35	181	66
	2011年平均	3,163	2,895	2,313	571	276	94	182	39	197	62
	2012年平均	3,147	2,865	2,300	566	272	97	175	36	197	61
	2013年平均	3,140	2,878	2,267	610	301	101	200	42	219	42
	2014年平均	3,151	2,889	2,259	630	304	103	201	43	235	43
女	2010年平均	2,361	2,273	1,061	1,223	937	764	172	62	152	73
	2011年平均	2,369	2,279	1,039	1,241	954	779	175	59	163	66
	2012年平均	2,375	2,288	1,041	1,247	969	792	177	55	157	67
	2013年平均	2,405	2,323	1,027	1,296	1,019	826	192	68	169	40
	2014年平均	2,436	2,351	1,019	1,332	1,042	840	202	71	177	42

資料：厚生労働省「労働力調査」年度集計 2014年

女性では2010年152万人から2014年177万人と25万人増えた。契約社員は非正規ではあるが、仕事では正規と共通性が強い。派遣労働者は2014年で男性48万人、女性71万人、合計119万人である。この間の傾向は漸増であるが、統計によってはより大きな数字もある。派遣は非正規でも例外的に注目される傾向がある。それは、派遣が「間接雇用」であり、労働者の地位・身分が特に不安定で、しかも新自由主義の雇用政策に影響される。日本の派遣法導入後の理念の変更や適用対象の変動は著しい。現在（安倍内閣）の派遣労働の「常用代替化」法案が国会通過するなかで、今後爆発的な増加も起こりうる。

〈2〉非正規雇用中の「半失業」層について

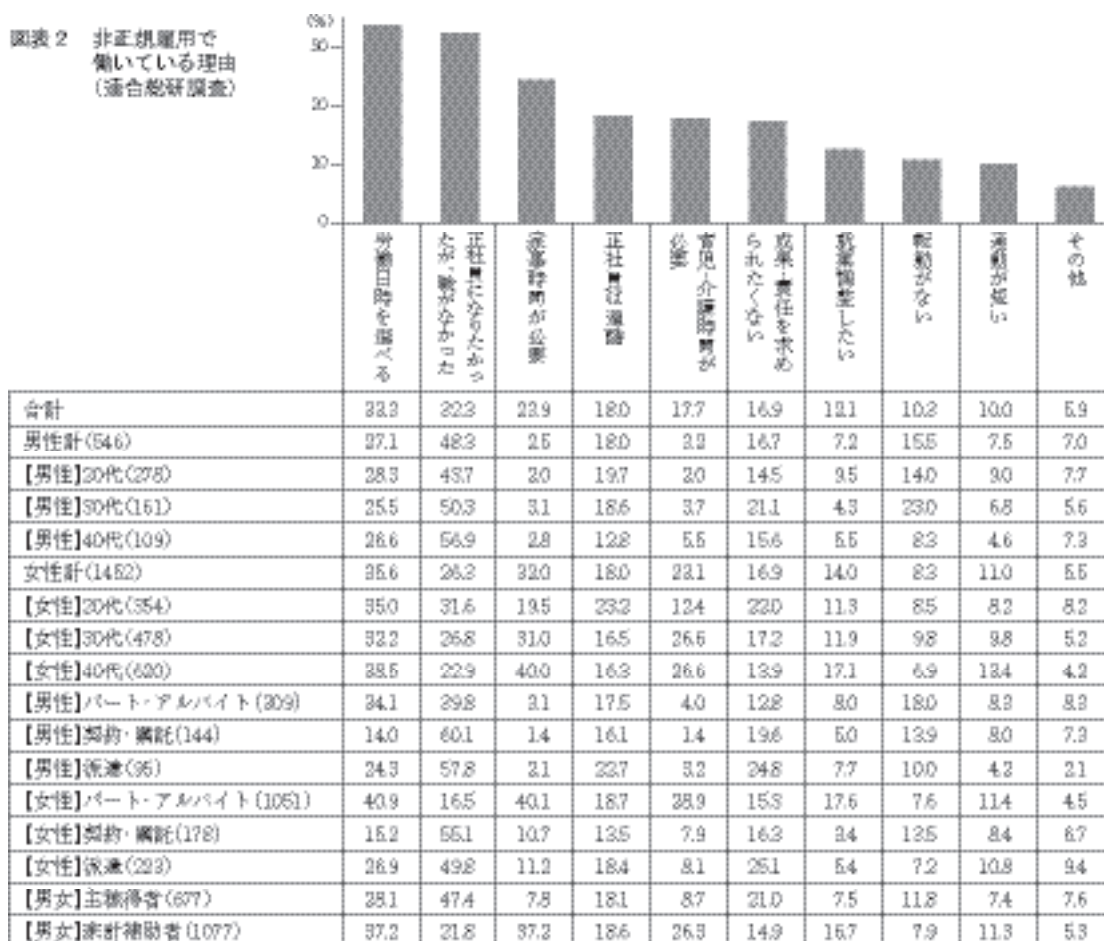
伍賀一道氏は新自由主義の雇用政策における「半

失業」に着目している。それは「失業者」ないしそれに近い存在でありながら、現象的には「就業者」であるような「中間形態」（半失業）あるいは「相対的過剰人口中の就業者」と定義される²。

働く労働者の貧困はとくに「半失業」として顕在化している、と言ってよいであろう。伍賀氏は2014年のその数字を非正規雇用（1,962万人×「正社員に変わりたい」と回答した割合（26.4%）＝518万人と推計している（26.4%は厚労省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」2014年の数字）。

図表2は連合非正規センター・連合総研が行った非正規労働者の実態調査中、「正社員になりたかったが職がなかった」（これを同調査では「不本意非正規」と呼んでいる）の比率である。このデータを元に、図表1の2014年の『労働力調査』の雇用形態別人員をかけあわせると、パート全体293.5

図表2 非正規雇用で働いている理由
(連合総研調査)



出典 ()内は調査数(人)

【資料】※古野正理センター・東京総研『特定非正規労働者の働き方・意識に関する実態調査』(第2回) 調査実施は2015年10月中旬。

万人（男性 304 万人×0.4＋女性 1042 万人×0.165）、契約社員・嘱託 163.05 万人（男性 150 万人×0.6＋女性 133 万人×0.55）派遣 63.09 万人（男性 48 万人×0.578＋女性 71 万人×0.498）で、総計 519 万 6000 人である。

偶然のことであるかも知れないが、伍賀氏の推計とかなり近接した数字となった。

非正規雇用において「半失業層」は 500 万人超がいることは確実である。ただし、この数字は伍賀氏自らが評価するように「控えめな数字」である。筆者の算出も「控えめ」の感が否めない。とくに派遣労働者はこの「労働力調査」の数字は控えめで、統計自体に漏れている層もいる、と思われる（厚生労働省「労働者派遣事業報告書」（2013 年：平成 25 年度）。ではその総数約 252 万人（うち一般労働者派遣の登録者は 171 万 6220 人）、また、「中高年派遣 34 万人の悲鳴」の実態の記事（「AERA」2016 年 2 月 15 日号）のように、とくに中高年層は契約社員、派遣等の雇用形態に拘わらず、年齢により正規への転職が事実上不可能な層が主体である。また、近年は報道されていないが、「ネットカフェ難民」などの実数は不明である。「日雇い派遣」は原則禁止（2012 年派遣法の改定による 60 歳未満年収 500 万円未満の禁止）となっているが、31 日以上雇用契約を結べば違法でなく、インターネットを開けば、建設などへの派遣や請負の求人情報、「単発バイト」も横行している。

日雇派遣が規制されても実態は何も変わっていないのではないかと、との評価もある³。「スマホ」による求職依頼者は近年増加しているが、統計上の把握が困難であろう。同時に、統計上正規労働者に括られても「ブラック企業」で働く層は就労しても退職、転職希望と隣り合わせの労働者もいるであろう。運輸、飲食サービスなどで年収の低い労働者は、形は正規労働者でも、過重労働とともに賃金が低すぎれば転職を希望している労働者になる。実体は「不本意非正規」とみることも不可能ではない（「就業構造基本調査」2012 年では、

年収 150 万円未満の正規労働者は 155 万 4000 人いた。200 万円未満に広げれば 328 万 100 人にもなる）。

それらを含めれば、大雑把な言い方であるが、控え目にみても 700 万～800 万人は「不本意非正規」として、新自由主義改革での「半失業」層に括られる可能性がある。

河添誠氏は、職場に定着している非正規労働者は全体からみれば少数派で、「〈就労〉→〈失業〉→〈半失業・半就労〉→〈失業〉→〈就労〉」という回路を複雑に組み合わせながら生活している。非正規労働者の主流は安定して働き続けることが困難な『漂流する労働者層』とである、としている⁴。この指摘を考慮すれば、筆者の推計も案外過大なものとは言えない。

「半失業」は就業していても失業の不安を抱えつつ、当座の生活のために、低賃金や長時間・過重労働を余儀なくされている人々である。安倍雇用改革・新自由主義政策ではこれらの「窮迫労働」を積極的に活用しているが、この半失業層は「雇用・労働時間・賃金」という雇用条件全体での貧困の典型例である。

派遣や請負を行う「人材ビジネス業」は営利目的で半失業者を増殖させ、利益をむさぼっている。小泉内閣下で経済財政担当大臣などを歴任した竹中平蔵氏は人材ビジネス大手「パソナ」の会長であり、規制改革会議を取り仕切った宮内義彦元会長がいたオリックスの社外取締役である。竹中氏は第 2 次安倍内閣の下でも、「産業競争力会議」の委員となり、メディアにおいて「正社員は異常に保護されている」「正社員が非正規を搾取している」などと根拠のない発言で物議をかもしている。（「日刊ゲンダイ」2015 年 1 月 10 日、同年 10 月 28 日）これ一つみても、新自由主義者が雇用の不安定化や低賃金労働などによる労働の貧困を増やす一方、正規労働者への不当な攻撃を行っていることが分かる。

2 非正規雇用の賃金水準

〈1〉正規雇用・非正規雇用の賃金水準

雇用の不安定化と同時に労働者が稼得する賃金が、その水準において絶対的に低いこと、あるいはリストラ・転職、雇用のブラック化によって賃

金が大きく低下することは「労働による貧困」に陥る最も大きな要因である。

次の図表3は「就業構造基本調査」2012年版と1997年版の統計を再整理、加工し、この15年間の正規・非正規の雇用労働者数、その年収の変動を見たものである。このデータには①「一般社員又は正社員と呼ばれている者」には「雇用期間の定めのある正規労働者」（最短「1ヶ月未満」契約の「正社員」）を含み、雇用者総数には「役員」を含むので、これを除外した、②年収150万円未満の正規労働者は非正規労働者とみなして非正規労働者にカウントした、③非正規の「年収700万円以上層」を役員とみなして非正規労働者数から除いた、など実態に合わせた修正を行っている。（同表の（注）の定義を参照）以下、特徴を指摘する。

1) 正規・中間層の「下方分解」

第1の特徴は、この15年間で正規労働者は545.5万人減少し、非正規労働者は逆に754.8万人増加した。雇用全体における非正規労働者の比率をみると、1997年の31%から2012年に43.6%に大きく変動している。非正規比率はこの15年間に、実に12.5%も上昇したことになる。

第2の特徴として、正規労働者の減少（545.5万人）をその年収別に分析すると、図表4のとおりになる。すべての年収階層で減少しているが、年収400万円以上、500万～1000万円未満の減少が顕著である。500万～699万円未満は98万

4000人の減少、700万円～999万円未満は110万2000人の減少である。「中間層」をどう定義するかは議論があろうが、それを年収500万～1000万円未満とみれば、この間208.5万人が減少した。より低くして400万～1000万円未満とすれば、約285万人となる。逆に年収1000万円～1500万円台が減少している。このデータでは「中間層」の「二極化」ではない。上向移動などなく、下方への増加である。「中間層の下方分解」という表現が正確といえよう。厚生労働省は「分厚い中間層の復活に向けた課題」という分厚い報告書を出版したが（『平成24年版労働経済白書』）その掛け声に反して、この15年間に正規労働者中の「中間層」が「分厚く」減少し、下方にシフトしているのである。

2) 非正規層の大勢は賃金が低下

第3の特徴は、年収300万円未満層の非正規労働者は1997年に1434万9000人、非正規全体の86.8%であったものが、2012年には2146万2000人と711万3000人も増え、非正規全体の89.1%になったことである。非正規のほとんどが300万円未満に括られる。また、いわゆる「ワーキング・プア」層の指標とされる年収200万円未満層を別途算出すると、2012年では1791万6000人で非正規全体の76.7%にもなる。より細かく見れば、年収100万円未満は913万2000人、37.9%もある。それぞれが1997年との比較で絶

図表3 正規・非正規雇用別賃金水準(2012年:1997年対比)

	雇用者計				正規の職員・従業員数				非正規雇用労働者				非正規労働者割合	
	2012年		1997年		2012年		1997年		2012年		1997年		2012年	1997年
	1000人	%	1000人	%	1000人	%	1000人	%	1000人	%	1000人	%	%	%
総数	55,278	100.0	53,185	100.0	31,190	100.0	36,645	100.0	24,088	100.0	16,540	100.0	43.6	31.1
60万円未満	2,681	4.8	1,755	3.3	-	-	-	-	2,631	10.9	1,755	10.6	10.0	10.0
60～99万円	6,501	11.8	5,443	10.2	-	-	-	-	6,501	27.0	5,443	32.9	10.0	10.0
100～149	6,054	11.0	4,084	7.7	-	-	-	-	6,054	25.1	4,084	24.7	10.0	10.0
150～199	4,457	8.1	3,730	7.0	1,727	5.5	2,326	6.3	2,730	11.3	1,404	8.5	61.2	37.6
200～249	5,182	11.2	5,180	9.7	3,742	12.0	4,056	11.1	2,440	10.1	1,094	6.6	59.5	21.2
250万円未満	25,605	46.7	20,142	37.9	5,469	17.5	6,282	17.1	20,358	84.5	12,780	77.2	78.8	68.2
300万円未満	30,437	55.1	24,632	46.3	8,975	28.8	10,283	28.1	21,462	89.1	14,349	86.8	70.5	58.2
300～700万円未満	20,197	36.5	22,352	42.0	17,571	56.3	20,351	55.0	2,636	10.9	2,191	13.2	13.0	9.8
700万円以上	4,644	8.4	6,201	11.7	4,644	14.9	6,201	16.9	-	-	-	-	-	-

（資料）「就業構造基本調査」1997年、2012年から作成。労働総研「労働者状態統計分析研究会資料」による

（注）1. 「年齢、就業上の地位、雇用形態、男女、職業別有業者数」の表を利用。

2. 「正規の職員・従業員」は同調査では「一般社員又は正社員と呼ばれている者」とされている。この中には「雇用期間の定めのある正規労働者」（最短「1ヶ月未満」契約の「正社員」）を含む。また、雇用者総数には「役員」を含む。これを除外。

3. 非正規労働者数は1997年データと2012年データは異なる。（1997年データは「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」の4類型。2012年調査は「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」に分類。両調査を統一するため、①非正規労働者については雇用者総数から正規労働者を差し引いて算出②同時に年収150万円未満の正規労働者は非正規労働者とみなして非正規労働者にカウントした③非正規労働者（雇用者総数－正規労働者）には「役員」が含まれているから、「年収700万円以上層」を役員とみなして非正規労働者数から除いた。

4. 2012年調査は四捨五入して1000人単位にまとめたので、合計値が一致しない場合がある。

対数が増加している。

以上から正規雇用の減少、賃金減少とともに、非正規を軸に低賃金の底辺層が「分厚く」堆積されてきたことである。この間、一貫した「雇用の劣化」と「賃金減少」が起こった、ということが指摘できる。

次の図表5は図表3のデータから非正規雇用のみを取り出し、1997年と比べた2012年の非正規雇用の年収別人数の増減を図示したものである。

第4の特徴は、全体の増加数(754万8000人)中、唯一減少したランクは500万～699万円で、その数は7万6000人である。ほかのランクではすべて増えているが、年収別人員を見ると年収50万円未満(87.6万人)、50万～99万円(105.8万人)、100万～149万円(197万人)、150～199万人(132.6万人)で、200万～249万円層も134.6万人と多い。総じて言えることは、この15年のスパンにおいて非正規雇用はどの年収ランクにおい

てもその数は増加したことである。とくに年収200万円未満層の増加は顕著であり、全体の約7割に相当する。

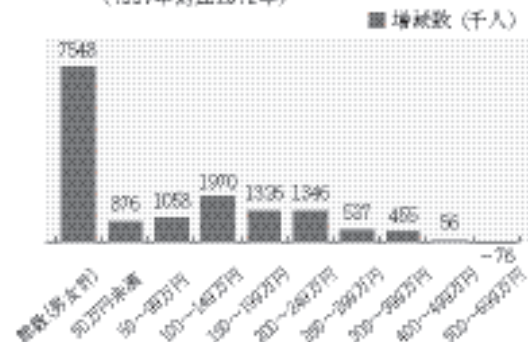
このように、非正規雇用の年収は1997年対比で2012年には、低賃金層がますます膨張していった。この点では「日本では下位層の貧困化で格差拡大」(小原美紀

図表4 止業労働者の年収別減少数

収入別正規雇用者数	増減数
総数(男女計)	-5,455
150～199	-599
200～249	-314
250～299	-395
300～399	-843
400～499	-753
500～699	-984
700～999	-1,102
1000～1499	-445
1500万円以上	-10

(単位)図表3のデータより作成。

図表5 非正規労働者の年収別人員の増加(1997年対比2012年)



(単位)図表3のデータから筆者が図表

「貧困の連鎖止められるか(上) 若年失業者の支援強化を」(「日経」2015年12月28日)と事実認識において共通している。つまり、第2で指摘した「中間層の下方分解」と合わせ、所得の下位層の膨張が、貧困や格差の増加の原因になっているといえよう。若年失業者だけでなく、半失業者の支援強化も重要である。

〈2〉世帯概念を導入した貧困化の実態

所得による貧困は、家族単位・世帯単位での検討も必要になる。本人が非正規雇用や貧困賃金であっても、親世代と同居し、家族の収入があれば、家賃や公共料金支出などが節約され、貧困は可視化されず隠蔽されうる。逆に、非正規労働者が世帯構成員のサポートを得なければ、貧困は現在以上に大量に顕在化したであろう。

図表6は、最賃裁判の原告側意見書の作成に係わった一人である金澤誠一氏(佛教大学教授)が、「先進国で最低水準の最低賃金額の放置による社会的弊害の『集団現象』の解明と告発」がどのような世帯に及んでいるかの分析を意図して、時給1,000円以上の最賃を目指して行った「生活実態調査」であり、これを筆者が整理したものである。

表では①「本人のみの世帯」(「一人暮らしの単身世帯型」)②「本人と親の世帯」(「親と同居の単身世帯型」)③「本人と子どもの世帯」(「一人親世帯型」)の3類型により整理している。

そのほか④夫婦と子どもの世帯の類型もある。この類型は「持ち家」層が7～8割あり、「教育費」や「ローン返済」を負担に思っているが、「生活に全く余裕がない」「かなり苦しい」層は3割前後と、次に表示する世帯類型とは異なっている。また、この類型における非正規雇用は「短時間パート」が圧倒的に多く、64.8%である。この類型にも貧困要因は多くはないが、ここでは相対的に安定した層とみなして、以下の3類型について、その特徴を示そう。

1) 「貧困」に影響がある世帯類型の特徴

①「本人のみの世帯」では働く労働者の雇用形態(正規か非正規か)で生活状況は変化する。正規と非正規がそれぞれ半分を占め、非正規の賃金水準は時給1000円未満が3割近く、年収200万

ともなる。非正規本人の賃金で賄う「本人のみの世帯」でも貧困の発現度は著しく高い。この層は若い層での食事の切りつめ、高家賃での難渋、余暇、交際費用の乏しさなどが指摘され、高齢化すれば「独居高齢者」として孤独と生活の貧困の典型となる。

また、非正規雇用の本人が親と同居する「本人と親の世帯」では、親の収入次第では、貧困は当面潜在化する。しかし親世代も裕福な人ばかりでない。とくに年金生活者になると、親世代自体の年金額が削減され、その中で容赦なく徴収される税・社会保険料による可処分所得の低下がある。医療、介護の該当者、あるいはその死亡となれば、世帯および本人の貧困化はもろに顕在化、可視化される。

③類型の母子家庭・父子家庭の貧困化は近年メディアでも放映され、ハッキリと可視化した。そこでの「子どもの貧困」も問題視され、いわゆる「貧困の連鎖」が社会問題となっている。この類型での貧困は国際的にみればどうみても異常である。その主たる形態での母子家庭の貧困は、その有力な理由として正規就労が閉ざされ、パート就労に依存せざるをえず、日本の劣悪な最賃制の現状、児童手当、児童扶養手当などの社会保障給付の貧弱さ、がある。子どもを抱えているから働くインセンティブは強いが、時給が低すぎることで、1ヶ所での就労時間が限定され、収入増のため掛け持ちせざるをえず、この「ダブルワーク」「トリプルワーク」で生計をкаろうじて維持しているのである。「子どもの6人に1人が貧困」で、「見えない貧困」「貧困の世代的連鎖」が問題になっている⁶。

同時に、①②の類型も状況によって顕在化する。非正規の一環にある若者のフリーター化、その中高年層化の進行という現実、とくに賃金水準の絶対的低さと賃金自体が上がらないことはこの類型全体を貧困化させ、①類型②類型の非正規に典型的なように、結婚や将来の世帯形成の展望を喪失させる最も重要な要因であろう⁷。

②の類型は、かつて、ある社会学者によって「パラサイトシングル」（親に寄生して豊かな生活を享受する若者。この用語は定着しているものの、「寄生」など表現の差別性が顕著である）のイメージ

が提起されたが、現在はその提起者も撤回するほどに若者は「社会的弱者」となり、中高年化によりますます将来展望を喪失し、「寄生」すべき親の貧困化で、生活破綻問題、将来不安も顕在化している。少子化はこの層において特徴的で、「少子化」どころか、その前提である結婚や家族も構成できないでいる。

再版「アベノミクス」が「希望出生率」1.8を本当に実現させる気があるならば、本稿の後半で展開する最賃制の抜本改革、非正規雇用の正規化や賃金などの待遇改善、人件費を拡大する均等待遇をすぐさま実行すべきなのである。賃金水準の問題以外では、単身でも自立できることが可能な住宅政策⁸、また、各種社会保障政策も重要である。

以上、この節では、貧困の発現として非正規の「貧困賃金」に注目した。ただし正規雇用でも「貧困賃金」はある。運輸業（トラック、バス、タクシーなど）、飲食サービス業、医療、介護、保育などの福祉業などでは正規であっても低賃金層がいる。企業自体の低賃金体質や、収入不足を補うために労働時間の延長や深夜業を余儀なくする層、また、一時金（賞与）がないか、あっても乏しい労働者、社会保険を付けない、健康診断をしない企業があることにも留意する必要がある。正規でも貧困賃金が存在している。

「貧困」は賃金（所得）が大きな要素であることは疑いないが、それ以外の要素もある。図表6「忙しすぎる」にあるように、労働基準に沿わない過重な「働かせ方」は、労働時間決定や企業内労使関係・人事管理における資本の優位性、専制性、賃金体系における過重なノルマ・成果主義賃金化など多面的要素が複合している。とくに「過労死予備軍」「ブラック企業」の発生は、法定労働時間・労働基準を遵守しない企業の特徴である。しかも近年増加している社内における「いじめ」「パワハラ・セクハラ」という悪質なハラスメントは労働者を「奴隷状態」にさせ、「過労死」「過労自殺」という労働力の破壊すら招来させる。経済的要因だけでなく、労働者の精神的・文化的・社会的要素も含めて現代日本の労働における貧困が造りだされているのである。

③ 低賃金問題を解決しない「貧困最賃」

〈1〉日本の最賃制の特徴＝「貧困最賃」・「格差最賃」・「社会的標準の欠如」

賃金と貧困に関連して、それを許容しているのは日本の「貧困最賃」である。

日本の最低賃金法では、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」（最賃法第1条）と、その目的・理念は立派だが、事実をみればその現実の制度・運用が「労働者の生活の安定」「労働力の質的向上」「事業の公正競争」「国民経済の健全な発展」には全くなっていないことである。以下から日本の最賃制の特徴を列記したい。

第1は、最賃制の水準はまともな生活ができない水準、生きるギリギリの水準という「貧困最賃」であることである。これは最賃における決定的な難点である。その絶対的に低い水準のために、単身労働者はまともな生活ができない。

第2に、最賃決定において「事業の賃金支払い能力」が幅をきかせていることである。これは社会政策的視点からの最賃制の役割を大いに歪める要因である。

第3に、全国一律制の排除、全地域をA～Dランクの細分化して分断していることである。これは、最賃において不可欠の一国の賃金の最低限の明示という「社会的標準」を作らせないという意味もある。諸外国では全国一律制が常識である。それに反して、日本では雇用や労働時間における「非標準化、多様化」政策⁹と同様に、最賃の「社会的標準」の欠如から、最賃水準の全国的・社会的コンセンサスが成立せず、労働者・国民の要求や運動への結集の目標を曖昧にさせてきたのである。

第4は、それに関連して、最賃の地域間格差が大きく、低いランクほど「貧困最賃」の特徴が顕著になる。

図表7は2016年度の最賃額を示す。同時に2015年度の水準も挙げた。表示のように、北海道から沖縄まで地域別ランクごとに、金額がバラバラである。加重平均時給823円。これを150時間での月額換算では12万3450円となる。最高は東京932円であり神奈川は東京に近い930円である。労働組合が当面要求する最賃時給1000円以上にはなっていない。Dランク最低額（沖縄、宮崎）では時給714円でしかない。月額（150時間換算）では東京で13万9800円、沖縄、宮崎では10万7100円でしかない。

OECDが掲げる「相対的貧困率」（等価可処分所得の中位値の2分の1未満）は2012年で122万円（中位値244万円）である。現行最賃制の加重平均値（年額148万1400円）やCランクの地域の最賃を可処分所得にすれば相対的貧困率に接近する。Dランク地域では名目でもそれ未満である。なお、大都市部で多少時給が上がっても、東京で

図表7 地域別最低賃金額（2015年度対比2016年度）

地域 (ランク)	2016 年度	2015 年度	引き 上げ額	地域 (ランク)	2016 年度	2015 年度	引き 上げ額
北海道(C)	786	784	22	滋賀(B)	788	784	24
青森(D)	716	695	21	京都(B)	831	807	24
岩手(D)	716	695	21	大阪(A)	883	858	25
宮城(C)	748	728	22	兵庫(B)	819	794	25
秋田(D)	716	695	21	奈良(C)	782	740	22
山形(D)	717	696	21	和歌山(C)	753	731	22
福島(D)	726	705	21	鳥取(D)	715	693	22
茨城(B)	771	747	24	島根(D)	718	696	22
栃木(B)	775	751	24	岡山(C)	757	735	22
群馬(C)	759	737	22	広島(B)	798	769	24
埼玉(B)	845	820	25	山口(C)	753	731	22
千葉(A)	842	817	25	徳島(D)	716	695	21
東京(A)	932	907	25	香川(C)	742	719	23
神奈川(A)	930	905	25	愛媛(D)	717	696	21
新潟(C)	753	731	22	高知(D)	715	693	22
富山(B)	770	746	24	福岡(C)	785	743	22
石川(C)	757	735	22	佐賀(D)	715	694	21
福井(C)	754	732	22	長崎(D)	715	694	21
山梨(C)	759	737	22	熊本(D)	715	694	21
長野(B)	770	746	24	大分(D)	715	694	21
岐阜(C)	776	754	22	宮崎(D)	714	693	21
静岡(B)	807	783	24	鹿児島(D)	715	694	21
愛知(A)	845	820	25	沖縄(D)	714	693	21
三重(B)	795	771	24	加重平均	823	798	25

（資料）厚生労働省発表「地域別最低賃金改定状況」による。

さえも年収 168 万円未満程度、「ワーキング・プア」の水準である。現行最賃制は、その理念・目的と背馳していること、「貧困最賃」であること、かつ、格差最賃であることである。

〈2〉日本の最賃制の国際比較上の位置

47 都道府県別の最賃は一国の標準にもならない。だから日本の最賃水準の国際比較では加重平均値を使用せざるを得ない。図表 8 はユーロ基準での最低賃金の国際比較である。各国の最賃の現実の機能を見る場合、中位値賃金、または平均賃金対比の最賃の比率の比較が有効である。総じて平均賃金と比べて中位値賃金対比の比率は高く出る。また、これは最賃額の絶対値の高低ではなく、最賃が各国の賃金に占める位置、あるいはその役割・機能の高さを示している、と言ってよい。なお、この表は最近の各国のデータとして信ぴょう性が高いと筆者は考えている。

図表 8 をみると、日本の最賃は中位値賃金の 38% しかなく、アメリカと同じ先進国中最下位である。フランス 62%、ニュージーランドは 60% である。ドイツは労働協約優先主義であったが 2015 年 1 月 1 日から発効した法定全国一律制は時給 8.5

ユーロ（1 ユーロ 132 円として 1122 円、1 ユーロ 112 円として 952 円）は、中位値賃金比較で 51% である。

アメリカでは連邦最低賃金は共和党の抵抗によって時給 7.5 ドルで凍結されたままであるが、オバマ大統領は連邦政府契約業者、再契約業者には 2015 年 1 月 1 日から時給 10.10 ドルに改定されている¹⁰。また、連邦最賃の不備により、州最賃の改定、あるいは市、郡レベルでのリビングウェイジ運動の高まりで、ロサンゼルス市、郡、サンフランシスコ市などでの 2019 年～2020 年までに時給 15 ドル（1 ドル＝120 円として 1800 円、1 ドル＝100 円で 1500 円）が実現している。すでに全国一律最賃制を実現したイギリスでは、中位値賃金比較では 47% であるが、物価が高いロンドンおよび近郊地域への生活賃金条例によって一律最賃制の補強が行われている。日本は韓国（42%）よりも低い。最賃の位置がこれほど低い国は先進国にはない。国際比較上も日本の最賃は「貧困最賃」であることは銘記すべきであろう。

〈3〉地域最賃の地域格差の一層の拡大と若年層の流出

図表 9 は 1987 年～2016 年の地域別最低賃金の最高地域（東京）と最低地域（D ランク）の地域格差推移を示している。表示のように、1990 年を 100 として地域格差は拡大を続け 2008 年～2009 年以降、地域格差の拡大のテンポは高まっている。また直近（2016 年）には 218 円にもなっている。

それを月額換算すれば、政府基準（173.8 時間）で 3 万 7888 円。月 150 時間換算では 3 万 2700 円、1 日 8 時間 22 日就労としても 3 万 8368 円にもなる。このような過大な地域格差がある最賃の現実には、「地域別」という枠組みの妥当性を問い、その弊害をもたらすものとなっている。近年、大企業、大商社系列のスーパー、コンビニ、チェーンの飲食店、量販店、居酒屋などが地域を超えて増えている。そこではごく少数の正規労働者（店長）と多数の「パート・アルバイト」を主たる労働力構成とし、後者は地域別最賃の主要対象となっている。だが、部分的に存在する技能や専門能力が必要なものを除けば、難しい職務分析、職務評価をしなくても、「パート・アルバイト」について

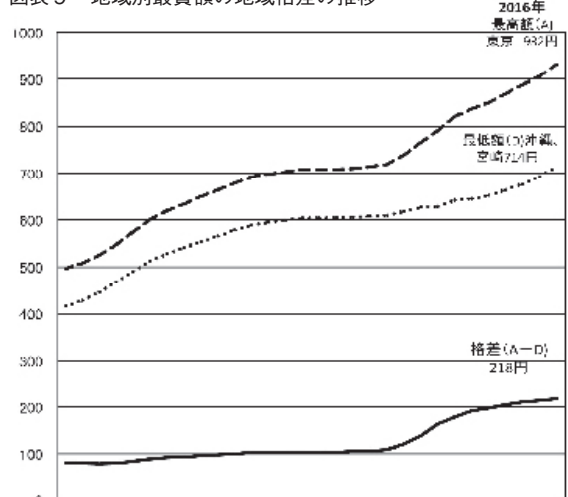
図表 8 法定最低賃金額（時給 / ユーロ）と中位値との対比（2014 年）

	最賃額 (€)	中位値との 対比(%)
フランス	9.53	62
ニュージーランド	6.99	60
スロヴェニア	5.30	60
ポルトガル	3.34	58
ハンガリー	3.24	54
オーストラリア	11.88	53
ベルギー	9.10	51
ラトヴィア	2.69	51
ドイツ（予定）	8.50	51
アイルランド	7.43	48
イギリス	7.43	47
オランダ	9.11	47
カナダ	7.44	46
スペイン	4.08	44
韓国	3.53	42
日本	5.89	38
アメリカ	5.46	38

Schulten 論文（WSI-Mitteilungen 2014/3）より

（資料）大重光太郎「最賃制度をめぐる国際的動向」『月刊全労連』No208, 2014 年 6 月号による

図表9 地域別最賃額の地域格差の推移



（資料）最賃の最高・最低の地域格差の推移（1987～2016年）の概念図。金額は2016年度のみを表示

は、これら非正規の仕事が地域によってその労働の質が大きく異ならない。これはわれわれの常識、感覚でも分かるであろう。しかし大手企業やその系列企業は最賃の地域格差を利用してその低廉な地域最賃レベルで使用し、利潤を一層増大している。現在の地域別最賃額決定は憲法が規定する法の下での平等の原則や同一労働同一賃金原則に反するのである。

安倍首相は正規・非正規の賃金格差は正、同一労働同一賃金を行うと発言したが、それならば、この最賃の膨大な賃金の地域格差の解消を直ちに行うべきではないか。

同一労働・同一賃金は女性の差別賃金撤廃の原則であるが、日本には膨大な企業規模別賃金格差、地域別賃金格差がある中で、低賃金女性の多くが適用対象であり、その改善に寄与する最賃引上げは同一労働同一賃金をサポートする。だが、最賃に膨大な地域格差があれば、同じ（類似の）仕事をする女性が地域ごとに差別賃金の適用を受けるということになる。

近年地域に有効な雇用が不足している点と関連して、若い労働力（女性が多い）が大都市部に移動し、最賃の低い県に若者や働き盛りの労働者が残らない、つまり当該地域最賃の低額⇒地域最賃の高い地域への若者の流出⇒人口の社会減少⇒地域経済活性化の妨げという回路での悪循環が発生している。

一例を静岡県で見れば、湖西市三上元市長の言

を聞きたい。「静岡県は県民所得が東京、愛知に次ぐ第3位であるが、2015年度の最賃は783円で愛知県の820円と神奈川県905円と隣県と大きな格差がある。県東部は、熱海（静岡）と湯河原（神奈川）がわずか1駅だけで時給が122円も違う。最賃水準に張り付いているコンビニ、スーパーは湖西市から豊橋（愛知）に流れ、10歳代、20歳代の人口流失が深刻である、最賃は国際基準に沿って引き上げよ」と¹¹。

三上氏は国際基準への最賃の脱皮のために、最賃の中央値をOECD基準の現在の38%からせめてOECD平均の49%（約1000円）に早急に引き上げることを提唱する。前述のように、日本の最賃は国際比較上でも最賃の地位は低く、且つ「貧困最賃」である。

筆者は最賃の中位値賃金対比では60%をめざすとすべきであり、当面その50%を実現すべき、と主張したい。

現行最賃の膨大な地域格差に起因する低賃金地域からの若い労働力の大都市圏への流入の事例はまだまだある。

愛媛県の最賃（2014年4月当時666円）では稼げないとして地元の大学生Nさん（19歳女性）は大学が休みになる年末年始、5月の大型連休、夏休み、冬休みに上京し、昼間は工場現場の作業員、夜間は飲食店従業員として3つの仕事を掛け持ちしている¹²。

生きるためには若い労働者は相対的高賃金地域に労働力を移動したいし、するのは当然であろう。これは貧困生活から脱却するための、最賃の低い地域から高い地域への若い女性大学生の新型の「出稼ぎ」労働であるとみなせよう。

加えるならば、筆者が宮城県仙台市でヒヤリングした事例では（2015年1月）、高校生が大学受験先決定のさい、最賃の低い岩手県、山形県の国立大学を諦め、地元仙台市に決めた事例があった。親の収入の低下、学費の高騰、奨学金のサラ金への近似化において、「学生アルバイト」の収入は現在の大学生活にとって必要不可欠である。最賃の地域格差は高校生の大学選びにも影響している（ちなみに2016年度、岩手県、山形県はいずれもDランクで時給はそれぞれ716円と717円、宮城県はCランクで748円。時給格差は31～32円もある）。

同じ仕事、アルバイトをするならば、時給の高い大都市部で働きたいというのは、しごく当然である。一般に、若者の流出に悩む地域・県がこれを防止するには最賃の地域格差や低賃金地域を造らないことである。平均賃金に格差があっても最賃だけは地域格差のない全国一律最賃制にすべき、ということである。このことを無視した「地方創生」などはありえないし、成立しないであろう。

〈4〉生計費の地域格差はない

——全労連・労働総研の調査結果

首都圏や大都市部と比較して、地方は生計費が安いから賃金も低い——このような主張がまことしやかに語られた。この「常識」を覆したのは、全労連・労働総研の生計費調査である。その実態調査を監修した金澤誠一氏によれば、25歳単身男性モデルで、マーケット・バスケット方式による衣食住の項目を積み上げると、首都圏に属するさいたま市と岩手県に属する北上市では生計費に格差がない、という結論になった。すなわち、さいたま市は月23万3801円、北上市は23万1421円であった。政府基準（173.8時間）で時給に置き換えれば、それぞれ1345円、1332円となる。最賃については、埼玉はBランク、岩手県はDランクである。生計費の細項目の内部では食費、保険・医療、教養・娯楽などには違いはない。他方で、首都圏の高家賃は東北地方では交通・通信、光熱・水道費と相殺されて類似の生計費になるという結果である¹³。生計費が地域間で類似であるということは、運動の側の全国一律制の重要な根拠となった。

だが、日本の最賃制が生計費原則で決まらない有力な理由は、最賃法「改正法9条2項」にある「通常の事業の賃金支払能力」にある。ILO条約にもないこの決定基準が、最賃審議会における労使対等原則にももとの企業優位の最賃の決め方、それを体現する官僚機構（厚生労働省）の運営が最賃制のゆがみをもたらした、と言えよう。

〈5〉賃金決定機構・低賃金地域を利用した政策

——中賃「目安」の役割と変貌

「賃金決定機構」とは高度成長期に定着した日本の賃金水準決定の制度的メカニズムのことである。①春闘における大幅賃上げが基軸となり、②公務員（人事院勧告・人事委員会勧告）に波及する。（「官民格差」の是正）。春闘賃上げ率（いわゆる春闘相場）は賃金率ではなく、引上げ率の相場化とその波及であったが、大幅賃上げ時代は中小企業・零細企業労働者・未組織労働者にも波及し、自営業者の単価改定の目安にさえなった。③最低賃金制は春闘期から遅れて零細企業賃上げ率を参考に改定する。こうした賃金水準決定メカニズムが「賃金決定機構」と呼ばれる。留意すべきは、高度成長期は、大幅賃上げとその社会的波及効果が大きかったことである。つまり、「経済の好循環」には賃金の継続的上昇と他産業への波及効果があり、実質賃金は上昇した。

高度成長期に機能したこのメカニズムは、今日ではどうか。春闘自体が企業内に埋没し、実質賃金の維持すら困難ななかで、社会的相場を形成する機能が大きく減退した。そもそも自動車、鉄鋼、電機、造船など民間大企業の主要労働組合は資本と協調し、ストライキなしの「一発回答」を選択し「管理春闘」と呼ばれる低賃上げの原因となった。公務の部隊には「公務員パッシング」による意図的な公務賃金の削減がおこなわれ、これまでの「官民比較」の賃金決定機構を狂わせている。

1) 春闘の低迷

図表10は2000年から2015年までの春闘賃上げ率と地域別最賃の上昇率を筆者が整理したものである。春闘賃上げ率は主要企業であり、資本金10億円以上、従業員数1000人以上で、かつ労働組合がある企業であり、大企業のための集計である。表示のように、この時期において春闘賃上げ率も地域最賃の上昇率も3%台に乗ったことはない。春闘賃上げ率は1%台、せいぜい2%台であり、2000年～2007年は輸出主導型の「好景気」と言われたが、賃上げ率は1桁台で、実質賃金は低迷した。とくに消費税が8%になって以降の賃金が多少は上がっても、相変わらず2%台である。相場形成に影響力のあるトヨタは2016年春闘のベア要求を3000円以上とした。2015年では6000円以上要求で、なんとその半額である。（「連合」はベア2%程度の基準を正式決定）。空前の利益を謳

図表10 春闘賃上げ率と地域別
最賃上昇率の推移
(2000～2015年)
単位(%)

年	春闘 賃上げ率	最賃 上昇率
2000	2.06	0.76
2001	2.01	0.61
2002	1.66	0.00
2003	1.63	0.15
2004	1.67	0.15
2005	1.71	0.45
2006	1.79	0.45
2007	1.87	0.75
2008	1.99	2.08
2009	1.83	2.33
2010	1.82	2.38
2011	1.83	0.96
2012	1.78	1.63
2013	1.80	2.00
2014	2.19	2.09
2015	2.38	2.51

出所
1. 春闘賃上げ率は厚生労働省「全国企業賃上げ率」(従業員1000人以上の労働組合の基率(大企業))
2. 最賃賃上げ率は全国健康福祉センターの「地域別最賃」(資料)「厚生労働省資料により筆者作成」(最賃「賃金(賃上げ)」と労働組合の資料「月18賃金」No.229より転載)。

以上は春闘の低迷と「アベノミクス」が原因である。要するに大幅賃上げなし、波及効果なしで、「好循環」論、「トリクルダウン」論はそろってノックダウンしたのである。

2) 「中賃目安」の役割

最賃については、非正規・未組織労働者の増大によって、その位置はますます重要になり、労働者、市民の関心も大きくなっている。だが、現実には大手春闘相場に連動させることなく、それよりもかなり低い零細企業賃上げ率にガイドされた。表示のように、2000年～2006年までは大手の低賃上げとも大幅にかい離し、引上げ率は惨憺たるものであった。それが多少改善されたのは後述する2007年の「最低賃金法の改正」以降である。

筆者は今日的にみれば中央最低賃金審議会(中賃)の「目安」が最賃抑制に一役買った、とみている。

中賃「目安」は1975年の労働組合の全国一律最賃制確立闘争、四野党(社会・共産・公明・民社)の共同法案提出、それに対する政権側の対応であった。

それは、当時の公益会長金子義雄氏が行った処理であり、地方の最低賃金審議会(地賃)の前に、引上げ額の「目安」を出す仕組みで、これは現行最賃法に規定はない。最賃審議はあくまで都道府県の地賃である。その審議を拘束せず、最賃の「全国的整合性」を図るというタテマエ、「運用」によって編み出したものである。

当時の労働組合(総評)は、目安の引き上げ、下位ランクの上位ランクへの引き上げ、ランク間格差の縮小等で全国一律に近づける主張をしていたが、総評解体によってその条件闘争さえ、現実化しなかった。2016年時点で「目安」方式はなんと38年間も続いている。この間、全国一律への対応などは記憶から薄れ、このシステムは全国一律制の否定、地域間最賃格差の固定化の手段、とくにDランクという低賃金地域を固定化、最賃の生計費からの離反、貧困化容認、大きな地域格差など、現在の最賃の低水準決定機構として「定着」してしまった。「目安」は日本の最賃制の「地域別設定」を公認し、しかもAからDランクに都道府県県がバラバラに押し込められ、そのランク間でも県別に最賃額が違うという複雑な制度になった。

そのため、一律最賃のように、誰でも金額が分る最賃ではなく、「社会的標準」の欠如により一国の最賃水準が曖昧にされた。また、「目安」の誘導指標は零細企業賃上げ率とされ、支払能力が幅をきかせた。他方で、地賃の審議の参考となる引上げ額の「目安」であっても拘束性が強く、事実上中央で最賃水準を決定する仕組みに変貌している。この制度においては、大都市部と地方・農村部の格差が拡大し、とくに最賃が極端に低いDランク地域は固定化された。同時に公務員の地域手当は、この最賃Dランクと同様の低賃金地域をベースとして設定された。その意味で低賃金地域を媒介に、最賃と公務員賃金は賃金抑制機構として、同根となった¹⁴。

④ 「最賃と生活保護との整合性」の論点と最賃裁判判決 ……

〈1〉2007年改正法について

2007年に最賃法が改正された。その第9条は以下の条文である。

改正最低賃金法 第9条

賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金はあまねく全国各地域について決定されなければならない。

- 2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。
- 3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

第2項は従来の最賃法にある条文で、3項は新設されたものである。

2007年の最賃法改正で「最賃と生活保護との整合性」が入った発端の経緯をいえば、働いている最低賃金が生活保護より低いのは問題と主張した京都総評、全労連の運動があり、また、筆者らの東京都の事例による具体的例証を「格差社会」論で名を成した橋本俊詔氏が引用し広めたことなどもある¹⁵。この条文は最賃と生活保護が憲法第25条の生存権保障において共通であることを公認し、かつ最賃は働く労働者のミニマムであるから、生活保護より高くあるべきこと、という含意があると筆者は解釈した。また、当然ながら、この条文の2項と3項の関係は3項が優先されるべきである、ということである。

現行の制度では、最賃は個人単位でA～Dランクの都道府県別に時間給のみで表示されている。他方、生活保護は世帯単位であり、その生活扶助額は、月額表示であり、全国を6つの級地区分として、年齢別（1類費）、世帯別（2類費）に定めている。また、住宅扶助にも地域別の格差がある。両者を「整合」させるには、時間額と月額の関係、最賃の4ランクと生活保護の6段階の級地区分の

調整が必要であった。

神奈川では日本初の「最賃裁判」が行われ、その判決が下された。そこでの最大論点は①時給1000円以上にすること、②「最賃と生活保護の整合性」において、2007年の「改正最賃法」の趣旨に沿って当局の恣意的算定式を改めさせ、正しい計算式にすることである。

時給1000円以上は、当面神奈川の最賃を時給1000円以上に変えることであるが、この水準を全国一律に適用することの含意がある、と筆者は解釈している。行政当局は、①最賃は1年365日を週40時間制で働いた、として月173.8時間就労のモデルを採用した。②可処分所得比率に2年遅れの沖縄県の基準を恒常的に採用した。③生活保護について、当局提示は生活扶助（12～19歳単身）の（1類費＋2類費）＋冬季加算＋期末一時扶助＋住宅扶助の算定式において、ア）生活扶助額は生活保護を受けた者の「人口加重平均」を採用し、イ）住宅扶助額は「実績値」を採り、ウ）「勤労控除」を除外した。

筆者の作成した表には政府基準に沿って最賃計算を173.8時間として表示してきたものもある。この数字は労働者の実際の労働時間表示には該当しない、架空のものである。

〈2〉「最賃と生活保護との整合性」の算定式について

政府側の算定式は、最賃と生活保護の両側面から問題点がある。

1) 最賃計算について

第1は、政府の最賃表示の数字は、最賃は1年365日を週40時間制で働いた、として月173.8時間就労のモデルを採用したことにある。これは労働基準法の週40時間制を祝祭日や有給休暇に関係なく1年に換算して割り出した数字である。（①（365日）を週単位にして $365 \div 7 \approx 52.143$ 週 ② $52.143 \text{ 週} \times \text{週} 40 \text{ 時間} \approx 2085.7 \text{ 時間}$ ③ ②を月単位に換算して $2085.7 \text{ 時間} \div 12 = 173.8 \text{ 時間}$ ）厚生労働省「毎月勤労統計調査」では1ヶ月の労

働時間は通常 150 ～ 155 時間である（「毎月勤労統計調査」では 1 ケ月の労働時間は通常 155 時間程度である。30 人以上規模では月 150 時間）¹⁶。

日本の慣行、暦では、祝祭日年 15 日、夏季休暇（盆休み）、暮れ・正月の休みなど、通常は休日である。さらに法律上は、労働者には勤続年数に応じて上限 20 日の有給休暇もある。この休日さえも含めて週 40 時間働き、強引に割り出した労働時間が政府の労働時間である。以上のように、労働者の実際の労働時間表示には該当しない作為的な数字である。

第 2 は、生活保護では財政は全額公費負担、対象者は非課税、医療費も負担なしであるが、最賃は賃金だから税・社会保険料がかかるとして、可処分所得比率を沖縄県の指標を使用したことである。

図表 11 は 2008 年～ 2012 年における沖縄県を利用した「可処分所得比率」（最賃から税・社会保険料を差し引く率）を示している。

2009 年での 0.859（沖縄県）について、2008 年の「目安委員会」において労働者側委員が厚労省に数字を出させたところ、東京は 0.844 であったという。両者には約 2 % の違いがあり、東京では可処分所得では 2499 円過小に表示されていたわけである。

公租公課は、税だけでなく年金など社会保険料率の継続的上昇があり、所得により増える。最賃の地域格差がある中では、低賃金地域の方は賃金が低いため可処分所得比率は率としては高く表示

される（控除額が低く算定される）。

2012 年の比率 0.849 は目安時給 642 円となっているが、この時給額は沖縄県における 2010 年改定最賃である。つまり最賃最下限地域の金額が 2 年遅れで公租公課率の計算の基になっている。また、「目安として可処分所得比率が 0.01 上がると、最低賃金水準は時給換算で約 7 ～ 10 円程度高く積算される」¹⁷と言われる。1 % で 7 ～ 10 円は月額（8 時間 × 22 日として）1332 円～ 1760 円の違いがある。2 % では月 3520 円も違う。総じて大都市部の最賃の手取りは低く表示されることになる。

原告側は最賃について、ア）150 時間で計算すること、イ）可処分所得の換算率を沖縄県ではなく都道府県ごとに改めること、を主張した。

2) 生活保護表示について

第 1 は、生活扶助額（12 ～ 19 歳）1 類（年齢による）Ⅱ類（世帯人員）について、「人口加重平均」を選択したことである。

桜井啓太氏は、生活扶助の「人口加重平均」の方式では、級地のランクの高い地域に住む対象世帯は生活保護以下になる、として神奈川県を例で紹介している。

図表 12 は 2010 年における神奈川県的生活扶助基準の級地別員金額および人口分布を示している。生活扶助の「加重平均値」（8 万 6321 円）は 1 級地—1 の基準（8 万 7980 円）より低く、加重平

図表 11 最賃における可処分所得比率の年次推移（2008 ～ 2012 年）

	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
可処分所得比率	0.864	0.859	0.857	0.857	0.849
比率作成における 目安時給	時給 610 円 (H18 年沖縄県 最賃額)	時給 618 円	時給 627 円	時給 629 円	時給 642 円

出所：各年度の中所得低賃金労働者の苦境をともに桜井氏が作成

（資料）桜井啓太「最低賃金と生活保護の連動型発生メカニズムとその効果」『大塚社会問題研究所報』No.663、2014 年 1 月号

図表 12 級地別生活保護基準（神奈川県 2010 年）

生活保護 級地区分	人口 (人)	生活扶助基準 (円)				生活扶助 合計 (円)
		第 1 親属	第 2 親属 (冬季加算は別掲)	冬季加算 (1 カ月平均)	期末一時扶助 (1 カ月平均)	
1 級地-1	6,017,510	42,080	43,430	1,288	1,182	87,980
1 級地-2	2,402,410	40,190	41,480	1,229	1,128	84,027
2 級地-1	561,089	38,290	39,580	1,171	1,075	80,056
2 級地-2	0	36,400	37,570	1,113	1,023	76,106
3 級地-1	67,322	34,510	35,610	1,054	969	72,143
3 級地-2	0	32,610	33,660	996	916	68,182
人口加重平均	9,048,331 (総人口)	41,287	42,612	1,263	1,159	86,321

（資料）桜井啓太「最低賃金と生活保護—最低賃金決定における生活保護水準の経緯」『全国労研』vol.10 2013 年 6 月、92 頁

均値と1級地—1では金額の差は1659円と大きな差がないようにみえる。だが神奈川県では1級地—1に人口の総人口対比の66.5%が集中している。東京都では地域の生活扶助額が「人口加重平均」以下となる比率は96.7%である。

この加重平均値を選択することは、とくに最賃が低い級地区分を含めた「加重平均値」との比較となる。近年生活保護世帯は都市部で増加している。とくに大都市部門（1級地—1）では最賃額が低くなる。

改正最低賃金法がいう「最低賃金と生活保護との整合性」とは、どの級地でも「最賃が生活保護を下回らないように配慮する」ことであるから、原告が主張するように、最賃は県庁所在地の生活扶助額と比較すべきなのである。

第2は、住宅扶助額について「実績値」を採用したことである。

住宅扶助の「実績値」とは「被保護世帯の最低生活費における住宅扶助相当分を集計し、その平均をとる方法」である。住宅扶助額は級地ごとに異なり、通常一般基準と特別基準がある。東京の1級地では一般基準は1万3000円以内となっているが、それでは住宅がないから、当局は別途「特別基準」として単身世帯の限度額5万3700円を設定している。（2人世帯などは6万9800円）。今回の「整合性」ではこの特別基準ではなく、「実績値」を採用した。

桜井啓太氏によれば、その計算方法は「家賃が必要ない世帯を分母に入れること（「持ち家」世帯と「長期入院・入所世帯」）。結論として「地方の生活保護世帯は、都市部に比べて高齢者世帯の割合が高く、持ち家世帯の割合が大きい」（3級地の高齢者「持ち家・施設入所」38.3%）のであるが、逆に大都市部では「持ち家比率」が低い。①家賃が必要ない世帯を入れる方式は「実績値」を大幅に薄める効果があること、同時に、②「全国の借家世帯の実質家賃の7割（69.8%）は各地域の実績値では家賃をカバーできない」こと、③「生活保護世帯の実質家賃が（住宅扶助の）特別基準の90～99%に集中している」として具体的例を挙げている。要するに「実績値」は特別基準の4割～7割にすぎない（図表12の資料による）。

第3は、生活保護に「勤労控除」を除いて算定したことである。生活保護を低める作用としてこ

れは上記2点以上に簡明な問題点であり、当局が説明できない計算式の難点・基本的問題点である。どの人々でも、働く際には、通勤、仕事に関連するさまざまな費用（複数の衣服・履物、バッグ、傘、書籍、筆記用具、携帯電話、外食代、交際費など）が最低限必要である。技能の向上には講習参加や資格取得のための学習費用などの能力開発の費用も必要となる。生活保護法の第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の度に応じ、必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする」とある。見られる通り、生活保護は最低限度の生活保障だけでなく、「自立の助長」もある。換言すれば、自ら労働による稼得収入により、生活保護から抜けることを奨励している。そのために、「勤労控除」は「勤労に伴う必要経費の補填」「勤労意欲の増進・自立の助長」として、現在収入に応じて「基礎控除」がある。

すでにふれた全労連・労働総研の25歳単身者の最低生計費を参考に、最近改定された「基礎控除額」を見ると、上限1人22万7000円～23万999円までは3万6400円、23万1000円以上は収入が4000円増加するごとに1人目400円、2人目ごとに340円控除とある¹⁸。なお、控除には通勤費、社会保険料などの「実費控除」もある。この額が算定式に計上されていない。

これは極めて不合理である。そもそも最賃適用の労働者は日常的に事業場に行き日常的に勤労することが絶対条件であり、そのために必要な経費を自らの賃金で負担している。労働のミニマムは、生活のミニマムより高い必然性はこの点からも理解されよう。

最賃制は古くは労働基準法（第28条～31条）に規定されていた。その後1959年成立の最賃法として別個の法律となったが、労基法・労働条件の理念（「労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」（第1条）を踏襲している。新憲法の下で、憲法第25条と第27条（勤労権、および労働基準）は当初から密接な関係があったが、2007年の最賃法改正は（厚生労働省当局は否定するが、）両者の連動関係が公認されたことと解釈すべきであろう。そうであれば、両者の生存権保障を共有しつつも、勤労権に基づく労働のミニ

マムは社会保障の最低基準より高くなる必然性がある¹⁹。

この当局の比較方法は最賃を高くみせ（実際には使用者側委員は最賃をできるだけ高くしないことでこの案に賛成した）、生活保護も実態から離れた低い数字を採用し、「逆転現象」を解消しようと意図したといえる。最賃額の月額（祝祭日や盆暮れの休暇もなしで、365日週40時間制で働くモデルであり、現実ばなれしている。沖縄県基準も「可処分所得」や生活扶助の「人口加重平均」、住宅扶助の「実績値」の採用はとくに大都市部の実態に適合しない。「勤労控除」の除外は論外中の論外である。

原告は、ア）生活保護の生活扶助額は各県の県庁所在地の額を取ること、（厚生労働省方式では都市部の労働者に保護すべき水準を適用できない。神奈川県では1級地—1の水準の選択をすること）、イ）生活保護を受けた者の住宅扶助額は都道府県ごとの「特別基準」を採用すること、ウ）「勤労控除」加えることを主張した。これを最賃計算の労働時間、可処分所得の控除率と合わせ、その算定式の問題点を裁判の場で追及してきた。

当局のスタンスは最賃—生活保護比較の技法が多義的であるとし「広範な裁量的判断」が行政に委ねられているとし、現行の比較方法が「著しく不合理であるなどとはいえない」と主張している。そしてこのような算定式で2014年に「全都道府県で最賃と生活保護の逆転現象は解消した」（2015年7月15日15年度の最低賃金に関する小委員会）などと抗弁していた。正しい計算式では逆転は一向に解消していない。最賃を上げず、生活保護を低くさせて両者の「整合性」を図る、という計算式になっているのである。

〈3〉最賃裁判とその地裁判決について

神奈川では日本の歴史上初の裁判が取り組まれた。神奈川県内の労働者たち（133人）が2011年6月30日、神奈川県の最低賃金時給1000円以上を実現することと、上記の政府の「最低賃金と生活保護の整合性」の「算定式」の問題点を正すことを目的として国を相手に訴えた²⁰。すなわち、神奈川県の地域最賃の水準（2015年改定は905円）は生活保護の水準を下回り、神奈川県労働基準局

長が1時間1000円以上にしないことは、その「裁量権の逸脱濫用」に当たるとして、被告に対して時給1000円以上に改正決定をすべきとする訴訟である。

1) 最賃訴訟における「処分性」について

この裁判には、神奈川県労働基準局長の決定が「公権力の行使に不服を訴える裁判の対象となる行政処分」に該当するか否か、という論点があった。

原告側は、最低賃金の決定という行政行為は、最賃ギリギリで働く多くの労働者・国民の具体的な権利義務に直接影響を及ぼす行為であり、これが訴訟の対象となる行政行為（処分）にあたることは当然であると、最高裁の判例等に触れて主張した。

また、最賃法第9条3項「前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」という条文の挿入された経緯において、政府当局の計算式は最賃が生活保護を下回る「不合理」なものであり、「一定の処分が行われないことによる重大な損害を生じる」とした。すなわち、「超低額の最賃放置は、事後的金銭賠償では贖えない、重大な損害」が生じることを強く主張した。

2016年2月24日、横浜地裁判決（石井浩裁判長）はこの訴訟を「却下」した。

その理由は、原告の主張した「処分性」²¹の有無について「最低賃金を定める決定は不特定多数に適用されるものであり、限られた特定の者の権利や義務を形成する行政処分とは異なる」と否定した。「神奈川県労働局長が最低賃金法12条に基づき本件改正決定をしないことが裁量権の逸脱濫用となるか」については本来最も争点になるべき論点であった。だが、この重大な論点には一切立ち入らなかった。とくに筆者がすでに述べた最賃と生活保護の「整合性」に係る不当な算定式については一切不問とされた。

2) 時給1000円以上にさせないことによる「重大な損害」の否定の論理

判決は、最賃制そのものではなく、生存権保障は生活保護などを総合した種々の施策によって総合的に実現されるという論理を展開した。

すなわち、地裁判決は、最賃をただちに1000円に引上げなくても「重大な損害が生じる恐れはない」とし、その理由として、訴訟の名簿に児童扶養手当を受けているシングルマザーや、学童保育などダブルワークに従事する青年、(この青年は体調のよくない妻と未就学児2人と4人で生活し、生活保護を受給している)、パート就労の女性がその賃金だけでは生活できず、生活保護を受給している事例などを取り上げ、「個々の国民の健康で文化的な生活は、現在の法制度上は、勤労収入だけでなく、生活保護による保護、国民年金等の公的年金、国民健康保険等の医療保険、老人福祉法や児童福祉法等に基づく社会福祉施策等、種々の施策によって総合的に実現されることが前提されている」(判決文19頁)として最低賃金が1000円に引き上げられなくても、「直ちに原告に重大損害が生じる恐れはない」と断じた。

3) 横浜地裁の判決批判

この判決は原告が強調した最低賃金と生活保護の「整合性」に配慮すべき計算式の問題点には一切入らず、いわばそれ以前の入り口で訴訟要件がない、と門前払いしたのである。

厚生労働省当局は最賃決定、改定の「行政処分」は適用対象が不特定多数で、労働基準局長に1000円に改定せよと命令する訴訟はできない(行政訴訟の「処分性なし」、つまり不服の訴訟ができない)という主張を繰り返したが、この判決は司法の判断が行政当局の主張と同じレベルであること、「権力へのゴマすり判決」と批判されるゆえんである。

筆者によれば、この裁判長は「最低賃金と生活保護の整合性」が挿入された経緯、その含意を全く理解していない、と言わざるを得ない。労働者の生計費に中での「生活保護との整合性」がなぜ挿入されたのかについては、当局の公式文書でも「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう」に、「最低賃金は生活保護を下回らない水準となるように配慮すべきだ」という趣旨と解釈している²²。この裁判は神奈川の最賃を時給1000円以上にすること、計算式が法の趣旨に沿っているのか、という訴訟である。

原告にはさまざまな層がいるとしても、その人々は大元には、就労している賃金水準が低く、ダブルワーク、トリプルワークを余儀なくされ、それ

によって辛うじて生活を維持しつつも、低賃金であるが故の長時間労働、過重労働から健康を害すなどの理由で、一部は補完的に生活保護受給を余儀なくされた人々である。つまり、彼ら、彼女らの貧困状態は、現役労働者では非正規職が多く、正規職でも賃金が著しく低い。その低い水準は現行地域別最賃の「貧困賃金」に起因している。原告中の生活保護受給の人々は、安易に公的扶助に頼るのではなく、働くことへの強い意欲・動機がある。それにも拘わらず、労働者に「健康で文化的な最低限度の生活を保障」すべき最賃があまりにも低いために、やむなく生活保護を受けてきた、というのが実態である。この判決は、原因(最賃の低さ)と結果(生活保護受給)の因果関係を取り違えている²³。

さらに、「個々の国民の健康で文化的な生活は、種々の施策によって総合的に実現されることが前提されている」ということについては、「何をかいわんや」である。憲法第25条はすべての国民への生存権保障(ナショナル・ミニマム保障)を謳っている。「ナショナル・ミニマム保障」について当局はこの適用を公的扶助＝生活保護制度に限定してきた。生存権規定において、それと最賃とを関連づけたということは、働く労働のミニマム(法定最低賃金水準)の保障が問題になり、勤労による生存の権利の保障とこれまでの生活保護を関連させたことであり、最賃決定の一評価要素に生活保護を位置づけたこととは異なる(当局はこのような評価をするが、そうであれば、改正最賃法でわざわざ9条3項を設定した意義は薄れる)。

労働者はすでに日常的に就労しているのである。そのための日々労働能力の発揮のためにそれを再生産する必要性から、必要経費の確保が不可欠である。また、賃金収入は公租・公課(税・社会保障料支出)負担によってさまざまな社会保障・社会的給付の財源になる。横浜地裁判決において最賃制が「法定の賃金の最低限」という社会的位置を曖昧にさせ、他の社会的給付と「総合的」に判断するなどとする主張は、現行の最賃が「貧困最賃」であることを不問にし、そのために生活保護受給が必要なことを逆手にとった判決である。

この判決は労働者の「労働という尊厳」を軽視し、極端に言えば今後「労働の貧困」には公費を財源とする公的扶助給付に頼る人々がいくらでも

増加してもよい、と宣言しているようなものである。だが、この裁判官は生活保護受給指導の実態にも無知であろう。「水際作戦」と称し、申請時に働くことを優先させ、窓口から厳格に適用該当者さえも締め出している生活保護受給のきわめて困難な現実をも無視しているのだ。

今回の最賃裁判の主要な論点は、生活保護の水準というより、極端に低い現在の労働のミニマム（最賃制）の水準にこそある。

一国の最低賃金水準のあり方が社会保障水準を規定するという考えこそが必要であろう。しかも判決は原告が提起した計算式の問題点に一切立ち入らない（立ち入らせない）。そのこと自体は、判決では判断していないが、そこ立ち入らないことは、厚生労働省当局の「裁量」だけに委ねる手法

を司法の場が間接的にせよ是認したことを意味する。下山房雄氏は「国側の当初からの『門前払い・裁判即時終結』の要求を容れない訴訟指揮を行いながら、4年半・23回の裁判を重ねてのうえでの門前払い判決には全く納得できない」「結局、三権分立が形骸化して行政の優位という形で処理される現代国家の弊害を擁護する議論としか思えない」²⁴と断じている。

原告はこの判決を不服として高裁に控訴している。高裁での判断が注目される。ただし、これまでの経緯からして、当局は最賃における労働者の生計費の重要性、計算式の問題を無視し、「裁量」に逃げ込む可能性、司法がそれに追随する可能性、を軽視できない。原告側の奮闘だけでなく、世論の喚起、その監視体制も重要である。

むすび——非正規雇用の雇用条件・待遇の抜本的改革をめざして

この章では非正規労働者を中心として、そこでの雇用形態の問題、また賃金水準について世帯の視点も入れてそこでの非正規雇用を軸とした「貧困」の実相にアプローチしてきた。同時にその状況から脱却する手段の有力要因として最低賃金制の問題を取り上げ、そこでの目的と実態の乖離、最賃引上げの緩慢さ、増大する膨大な地域格差による若者の流出問題、2007年最賃法の改正による「最低賃金と生活保護との『整合性』」の計算式、さらに神奈川県最賃裁判の不当判決の問題点などについて述べてきた。

ここで、次の西谷敏氏の指摘は最賃裁判判決や賃金・最賃水準と公的扶助の関係を改めて捉え直すためにも重要な指摘であろう。

「いまやワーキング・プアの解消や労働者生活の安定のために、賃金問題だけに視野を限ることはできないのである。しかし、社会保障その他の公的制度がいかに重要であるとしても、就労する労働者の生活保障を過度に公的制度に依存させることは適当とは思われない。国家財政が膨大な赤字を抱えているという現実的な問題だけではない。賃金というものは、本来それによって始めて労働者が生活できるだけの金額でなければならないという原理的な問題である。また、人は自らの労働に対して正当な賃金が支払われることによって始めて、自分が適正に扱われていると感じ、勤

労の意欲をもつことができる。あまりに低い賃金は労働に対する侮辱であり、勤労の意欲を喪失させる。生活保護基準以下の賃金をなくすことは、その意味でも緊急の課題である」²⁵。

本稿では「貧困」というテーマ設定と紙数の関係で主として最賃制のみの記述となっているが、ほかの手段においても非正規雇用の待遇改善を追求すべきであろう。非正規労働者の「貧困賃金」の解決法は、非正規の正規化、非正規の組織化による協約最賃の適用、均等待遇、欧米で進行しているリビングウエイジ（生活賃金条例）の日本での具体化、あるいは社会保障・公共サービスによる諸手当や給付のあり方もある。安倍首相が「同一労働同一賃金」を主張したことを契機にこの問題が運動の側で注目されているが、これらを含めた総合的分析、検討は他日を期したいが、個人的には日本の現状では非正規・女性の低賃金の解決には、最賃制の抜本改革の方が適用対象の広範囲さ、賃金水準の引き上げの影響度において、はるかに有効だと思っている。

最賃制をめぐる運動の側面では、日本における国民的最低限保障（ナショナル・ミニマム保障）の意義がまだ十分浸透していない。当局がいう最賃を地域（県段階）での労働市場の価格というレベルや認識ではナショナル・ミニマム最賃制の発想は出てこない。多くの諸外国がなぜ全国一律制

を選択してきたか、についての認識を深める必要がある。その中で全労連が全国一律最賃制確立の署名に取り組み、若者の運動による現状打開の取り組み（時給 1500 円要求）なども登場している。全国一律最賃制時給 1000 円以上は当面の達成目

標ではあるが、この程度では労働者は現実には生活できない。春闘における賃金闘争の強化とともに、まずどの地域でも当面時給 1000 円以上の達成、さらに時給 1500 円をめざし、今後労働者・市民との連携による現状打破が期待される情勢である。

【注釈】

- 1 全労連が実施した「2016 年働くみんなの要求アンケート」（中間集計）では、職場での不安・不満「3 つ回答」の上位項目は①「賃金が安い」（38.5%）②「人手が足りない」（18.4%）③「休暇が取れない」（18.0%）④「労働時間が長い」（13.6%）であった。（斎藤寛生「大幅賃上げ・底上げは待たないの要求」『月刊全労連』No.229、2016 年 3 月号）
- 2 佐賀一道『「非正規大国」日本の雇用と労働』2014 年、新日本出版社、242 頁、および「非正規雇用による日本の貧困と『資本論』『経済』」第 244 号、2016 年 1 月号、32～33 頁。
- 3 雨宮処凛氏が相対した 40 歳半ばの男性は日雇派遣原則禁止後もなんら変わらず日雇派遣（引越業務）を継続する事例を紹介している。雨宮処凛、菅野稔人、赤城智弘、安部 彩、池上正樹、加藤順子『下流中年——億総貧困化の行方』2016 年、SB 新書、17 頁。
- 4 河添誠「非正規労働者の組織化と労働運動の課題」中村浩爾・寺間誠治編著『労働運動の新たな地平』2015 年 8 月、かもがわ出版 100 頁。
- 5 金澤誠一『憲法第 25 条「健康で文化的な最低限の生活」実現をめざす労働者「生活実態調査報告書」』2014 年、神奈川労連、95 頁。
- 6 NHKスペシャル「子どもの未来を救え」2014 年 12 月 28 日放映。
- 7 「週刊東洋経済」2015 年 10 月 17 日号（特集「絶望の非正規」）を参照。
- 8 家賃補助など若者への高家賃緩和政策の重要性については、藤田孝典『貧困世代』2016 年、講談社新書、稲葉 剛「若年・未婚・低所得層の住宅事情調査から見えてきたもの」稲葉剛ほか共著『ここまで進んだ！格差と貧困』2016 年、新日本出版社、が指摘している。
- 9 森岡孝二氏は現在の市場原理主義が個人の自由な選択を強調し、雇用・労働の規制緩和を推進し、「労働時間の非標準化と多様化をはかろうとする流れ」と位置づける（森岡孝二『過労死は何を告発しているか』岩波現代文庫 64 頁）。
- 10 岩澤 聡「アメリカにおける最低賃金引上げをめぐる動向」『外国の立法』第 261 号、2014 年 9 月。
- 11 「連合通信」隔日版 2015 年 10 月 29 日発言。その趣旨は筆者の整理である。なお、「人口の社会減少ワースト 2」となり、最賃・全国一律最賃を重視する地域運動については、林克「人口社会減ストップ、だれでも希望の持てる静岡県に一最賃、公契約で賃金底上げを」『月刊全労連』No.217、2015 年 3 月号。
- 12 NHK 女性の貧困取材班『女性たちの貧困』2014 年、幻冬舎 177～178 頁。
- 13 全労連・労働総研「東北で働き、暮らす世帯に必要な最低生計費はいくらか」2009 年 7 月 27 日、首都圏最低生計費試算調査作業チーム『首都圏最低生計費試算調査報告書』。なお、併せて、金澤誠一『最低生計費調査とナショナル・ミニマム』労働総研ブックレット No.6、2012 年、本の泉社を参照。
- 14 最賃と公務員賃金の関係については拙稿「賃金『底上げ』と労働組合の役割」『月刊全労連』No.229、2016 年 3 月号で触れてみた。
- 15 黒川俊雄、小越洋之助『ナショナル・ミニマムの軸となる最賃制』大月書店、2002 年、大月書店、橋本俊昭著『家計からみる日本経済』2004 年、岩波書店。
- 16 労働基準局政策課賃金時間室が作成した「地域別最低賃金と賃金水準の関係（就業形態別）」によれば、「毎月勤労統計調査」における産業計・事業所規模 30 人以上での一般労働者の所定労働時間は平成 21 年～平成 26 年（2009 年～2014 年）において 1 ケ月 149.9 時間から 152.7 時間の幅であり、150 時間程度で推移している。また、パートの所定内給与は 2006 年～2014 年においてすべて 1000 円～1069 円に収まっている。
- 17 桜井啓太（大阪市立大学）「最低賃金と生活保護の逆転現象発生メカニズムとその効果」・『大原社会問題研究所雑誌』N0.663、2014 年 1 月、7 頁。桜井氏はこの算定式自体に「逆転現象が発生する要因がある」としている。
- 18 『生活保護手帳』（2015 年版）中央法規、による。
- 19 「就業時の『最低生活』を確保するのに十分な賃金水準が成立しえないところでは「生存権」保障に値する内実を備えた真の社会保障を実現することは不可能である。効果的な最低賃金制度の確立は、社会保障が機能しうるための前提条件となるのである」工藤恒夫『資本制社会保障の一般理論』2003 年、新日本出版社、109 頁。
- 20 本稿では原告の詳細な労働と生活の実態にはほとんどふれていない。原告の要求に即したより平易な説明は福田裕行「最低賃金裁判が明らかにした低賃金労働の実態」『季論 21』第 32 号、2016 年春号、136～149 頁を参照。
- 21 「処分性」あり、とは行政事件訴訟法における「抗告訴訟の対象性」を認めることである。「抗告訴訟」とは「公権力の行使に関する不服の訴訟」。
- 22 労働調査会出版局編『最低賃金法の詳解』平成 21 年、労働調査会 49 頁。
- 23 「原告らの主張した 2013 年時点で、神奈川の最低賃金時給 868 円、時給 1000 円、時給 1200 円で働いて勤労収入を得ている者が生活保護の支給を受けられることを被告国が認めたということは、時給にして 500 円以上、月収換算で 8 万円以上という金額で最低賃金と生活保護との「乖離」が存在することを認めたということである。この点について、被告（である国）は原告らの主張を認め、明確かつ具体的な反論は全く行っていない。それにもかかわらず、被告は、最低賃金が生活保護を大幅に下回る「乖離」の存在を否定し、神奈川県では 868 円の最低賃金によって逆転現象は解消されたと言っている」『最賃裁判ニュース』No.21、2014 年 8 月 6 日号の田淵弁護士発言。
- 24 下山房雄「最賃裁判傍聴記」第 23 回かながわ総研所報『研究と資料』2016 年 4 月号。
- 25 西谷敏『人権としてのディーセントワーカー働きがいのある人間らしい仕事』2011 年、旬報社、151～152 頁。